

(お知らせ)



平成28年7月22日
京都市
保健福祉局
担当 保健衛生推進室保健医療課
電話 222-4421

平成28年10月1日からB型肝炎の予防接種が定期接種化されます

この度、京都市では、予防接種法に係る政省令が改正されたことを受け、平成28年10月1日から、定期の予防接種として新たにB型肝炎ワクチン予防接種を開始しますので、下記のとおり、お知らせします。

記

1 開始日

平成28年10月1日(土)から通年実施

2 対象者及び接種回数

対象者	接種回数
平成28年4月1日以降に生まれた生後1歳未満の乳児	1歳の誕生日の前日までに計3回 (27日以上の間隔をおいて2回、1回目の接種から139日以上の間隔をおいて1回) ※標準的には生後2月から9月までに3回接種

※1 対象者で、平成28年10月1日より前に、任意接種(全額自己負担)で受けた予防接種も上記の接種回数としてカウントしますので、不足回数分のみ接種してください。

※2 健康保険の給付によるB型肝炎ワクチンの投与を受けた方は、定期予防接種の対象となりません。

3 接種費用

無料

※平成28年10月1日より前に、任意接種(全額自己負担)で予防接種を受けた場合、接種費用の償還払い等による返金はできません。また、1歳の誕生日以降に受けた予防接種については、無料になりません。(定期予防接種の対象となりません。)

4 接種方法

京都市予防接種協力医療機関に予約後、母子健康手帳を持参して接種してください。
B型肝炎予防接種用の予診票と接種券は、京都市予防接種協力医療機関にあります。

5 その他

対象者のうち、平成28年4月1日から8月1日生まれの方に対しては、郵送により個別に案内します。また、同年8月2日以降生まれの方については、4か月健康診査の案内にチラシを同封して案内します。

なお、本予防接種は、今後、補正予算に係る市会の承認を得たうえで、実施することとしています。

参考

(1) 京都市予防接種協力医療機関について

京都市では、予防接種を受けることができる医療機関について、ホームページに掲載しております。お近くの医療機関が予防接種を受けられる医療機関であるかは、京都市保健医療課のホームページ(※)で確認いただくか、各保健センター・支所までお問い合わせください。

※京都市保健医療課ホームページ

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu3/category/36-6-3-0-0-0-0-0-0-0.html>

(B型肝炎ワクチン予防接種の協力医療機関については、9月中旬頃に掲載予定です。)

北保健センター	☎4 3 2-1 4 3 8	右京保健センター	☎8 6 1-2 1 7 7
上京保健センター	☎4 4 1-2 8 7 2	京北出張所	☎8 5 2-1 8 1 6
左京保健センター	☎7 0 2-1 2 1 9	西京保健センター	☎3 9 2-5 6 9 0
中京保健センター	☎8 1 2-2 5 9 4	洛西支所	☎3 3 2-9 3 4 8
東山保健センター	☎5 6 1-9 1 2 8	伏見保健センター	☎6 1 1-1 1 6 2
山科保健センター	☎5 9 2-3 4 7 7	深草支所	☎6 4 2-3 8 7 9
下京保健センター	☎3 7 1-7 2 9 2	醍醐支所	☎5 7 1-6 7 4 8
南保健センター	☎6 8 1-3 5 7 3	保健医療課感染症予防担当	☎2 2 2-4 4 2 1

(2) B型肝炎について

B型肝炎ウイルス(以下HBV)が血液・体液を介して感染して起きる肝臓の病気です。HBVは感染した時期、健康状態によって、一過性の感染とキャリア(ウイルスが排除されず体内に留まり続ける状態)となるものに大別されます。

なお、思春期以降にHBVに感染すると、多くの場合一過性の感染となりますが、免疫機能の未熟な乳幼児が感染すると、キャリアになりやすく、将来、肝硬変や肝がんになるリスクにつながると考えられています。